通称 スタートルプログラム

令和７年度
はじめてのまちづくり活動応援プログラム
（亀岡市支えあいまちづくり協働支援金）

募集要項

このプログラムはかめおかをより良くするための活動を始めたり、活動を軌道に乗せたりするお手伝いをします。（設立後3年以内の団体が対象）

補助金額 15万円（最大）

補助率 1年目 10/10 または 3/4　2・3年目 3/4

対象事業
亀岡市の地域の課題や困りごとの解決につながる非営利事業
令和8年３月31日までに実施する事業
事業の告知や活動内容・成果を広く発信する事業　など

対象団体
設立後3年以内の団体
5人以上で構成し、半数以上が亀岡市民の団体
市内に活動拠点があり、規約などを定めている団体　など

まずはお気軽にご相談ください。

- 地域のために取り組む学生
- ボランティア団体を立ち上げたい方
- 活動をさらに進めたい新しい市民団体

事前相談（必須） 4月1日(火)～ **4月30日(水)まで**

相談窓口：かめおか市民活動推進センター（事業内容・申請書の書き方など）
〒621−0806 亀岡市余部町宝久保1−1 ガレリアかめおか3階 （午前9時～午後5時 ※4月24日（木）除く）
電話：0771−29−2703　メール：office@ksksc.org

事前にご連絡のうえご相談をお願いします。申請を迷われている段階でも事業や書類作成についてのご相談や作成途中の申請書の確認も可能ですので早い段階でご相談ください。書類提出期限5月16日（金）必着

亀岡市生涯学習部市民力推進課

17 パートナーシップで目標を達成しよう

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1　補助制度の概要

亀岡市では、協働の推進を図るため、地域の課題を解決するために実施し魅力あるまちづくりを目指す、市民の皆さんの自主的な取り組みを支援しています。

『はじめてのまちづくり活動応援プログラム』は、市民活動に参加する市民のすそ野を広げ、市民参加や活動の担い手づくりの促進を目的とし、これから新たな活動を開始するまたは活動間もない団体の取組を支援する制度です。

補助金額・補助率・補助回数

補助金額　上限１５万円

補 助 率　活用１年目は①または②を選択してください。活用２年目以降は②

①対象経費の１０／１０（初回申請時のみ・他の補助金との併用不可）

②対象経費の３／４

※交付額は 1,000 円未満切捨てとなります。亀岡市が支出する補助金等との重複は認められません。

補助回数　最大 3 年間活用が可能です。※ただし設立後 3 年目まで。

2　この支援金の対象となる事業

対象となる事業

下記の全てを満たす事業が対象になります。

- **亀岡市の地域の課題や困りごとの解決につながる事業。**
- **亀岡市内で交付決定後から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業。**
  ※交付決定日までに事業に着手する必要がある場合は、事前着手届をご提出ください。
  ※事前着手の対象期間は令和 7 年 4 月 1 日以降となります。
- **事業の告知や活動内容・成果を広く発信する事業**
- **原則、3 年以上継続予定の事業が望ましい。**

過去の活用事例　妊婦を対象にした出産に関する勉強会の開催、耕作放棄地を活用したイベントの実施、亀岡への移住を促すための相談会の実施など

対象とならない事業

下記に該当する事業は、対象となりません。

- 交付決定前に完了している事業
- 営利のみを目的とする事業
- 事業効果が申請団体や特定の個人・団体のみに帰属する事業
- 政治活動、宗教活動及び他の団体を補助する活動を目的とする事業
- 学術的な研究事業、事業実施を伴わない調査等
- 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- 生涯学習事業　※（公財）生涯学習かめおか財団において生涯学習事業助成を行っています。

3　申請ができる団体

申請できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たした団体です。

- 設立後 3 年以内の団体で、従来の活動、メンバー、目的、内容が類似していないこと。
- 5 人以上の構成員を有し、構成員の 5 割以上が市民であること
- 市内に事務所又は活動拠点を置き、市内で活動していること
- 団体運営に関する規約、会則等を定めていること。特定非営利活動法人や社団法人などの法人格の有無は問いません。
  ※定めてない場合は事前相談の際にご相談ください。
- 〇月〇日（〇）に開催する審査会に出席が可能であること。
- 政治・選挙、宗教、思想等に関わる団体、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体、営利を主たる目的とする団体ではないこと
- 12 月 4（木）午後 2 時から開催する中間報告・交流会に出席が可能であること

かめおか市民活動推進センターでは
団体の設立や運営に関する相談も承っています

4　申請に必要な書類

番号	書類名	
1	交付申請書	○
2	事業計画書	○
3	収支予算書	○
4	団体概要書	○
5	団体の規約、会則等	○
6	役員名簿	○
7	団体の直近年度の決算書	△（設立後 2 年目以降の団体は提出）
8	事前着手届	△（交付決定日前までに事業に着手する場合）

※番号 1～4 及び 6、8 の様式については、亀岡市のホームページからダウンロードできます。

※郵送やメールでの様式の送付も可能です。ご希望の場合は市民力推進課までご連絡ください。

申請ステップ

1.　事前相談　４月１日～４月３０日

事業目的や内容について聞き取りを行います。

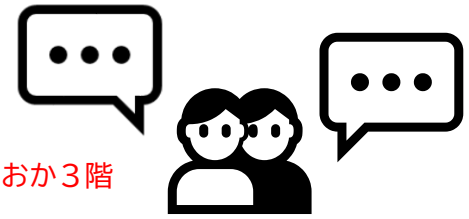

【相談窓口：かめおか市民活動推進センター】

住　　所：〒621-0806　亀岡市余部町宝久保 1-1　ガレリアかめおか３階
営業時間：午前９時～午後５時　※４月２４（木）を除く
電　　話：0771-29-2703　メ ー ル：office@kskscorg

2.　申請書提出

申請書は基本的にパソコン入力で作成し、ワード・エクセル形式でメール提出してください。

（持参・郵送でも提出はできます。）

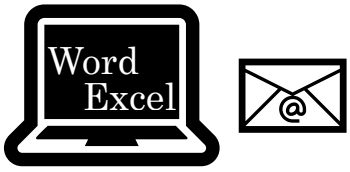

【提出窓口：亀岡市　市民力推進課】

メ ー ル：syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp　電話：0771-25-5002
住　　所：〒621-8501 亀岡市安町野々神８番地　亀岡市役所５階
開庁時間：午前８時３０分～午後５時１５分　※土日祝を除く

3.　市民力推進課による提出書類の確認

必要に応じて修正や追加書類を求める場合があります。

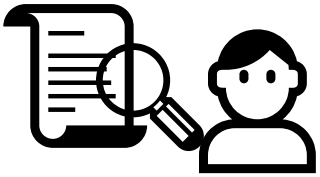

4.　最終申請書提出　５月１６日（金）必着

原則、書類提出期日までに修正が完了しない場合は受理できません。

事前相談をされていない書類の提出は受付できません

5 対象経費

対象となる経費は次の項目をすべて満たすものです。

- **交付決定した事業を実施するために直接必要となるもの**
  - ※ 事業で直接活用しないものや事業のためであっても申請内容にない支出は対象外
  - ※ 今年度使用した物品の補充や翌年度に使用するための物品購入は対象外
- **要件を満たした領収書等により金銭の授受を確認することができるもの**
- **以下に該当しないもの**

個人給付に該当する又は類するもの（記念品、賞品（ノベルティ）、ワークショップなどで制作し持ち帰る作品の材料費など）
団体構成員等（事業実施補助者を含む）に支払う経費（報償費、人件費、交通費、飲食費）
団体としての支払が明確に確認できないもの
経常的な団体運営に要する経費（家賃、月極駐車場代、事務所等の光熱水費、電話・ネット回線など経常的にかかる通信費、理事会や定例会のための会場費など）
交付額のうち、一定割合を超えるもの（報償費、印刷製本費、委託料、備品費）

項目	対象経費（例）	対象外経費（例）
謝金	講師やアドバイザーなどへの謝金	交付額の 30%を超えるもの 団体構成員などへの謝礼
旅費	講師の交通費の実費	スタッフの旅費
消耗品費 ・ 材料費	事業実施に必要な用紙や封筒、文具や原材料費	
印刷製本費	事業案内用チラシなどの印刷代	交付額の 40%を超えるもの
通信運搬費	事業案内用チラシ送付代や荷物運搬の宅配便代	
広告宣伝費	参加者募集など事業の広告掲載料	
保険料	ボランティア保険や行事保険	
使用料 ・ 賃借料	会議室や施設などの会場使用料やレンタカー代など	
手数料	銀行の振込手数料など	
飲食費	事業実施に必要不可欠なもの	スタッフや一般参加者の飲食費全般
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託する経費 例：託児、チラシデザイン、WEB サイト構築	交付額の 30%を超えるもの 団体内で実施可能なもの
備品費	概ね３年以上同じ状態で使用できるもの ※備品の購入については必ず申請前に市民力推進課と協議をしてください ※金額が安価なものであっても、長期に渡り繰り返し使用できると想定される物品は備品となります。	交付額の 1/3 を超えるもの 原則、申請時の計画になかった備品費

※上記に該当しないものや費目について不明な点は、ご相談ください。

※事前着手届を提出された場合は、交付決定日までの間に支出された経費も対象経費として算入できますが、支援金が交付されなかった場合は全額申請団体の自己負担になります。

※その他支出が不適切と判断したものについては、対象外となる場合があります。

6 手続きの流れ･スケジュール

項　目	日　程	内　容
事前相談	令和 7 年 4 月 1 日（火） ～4 月 31 日（水）	申請前に必ずかめおか市民活動推進センターまでご相談ください。事業目的や内容について聞き取りを行います。 事前の相談等がない事業の申請は受け付けられません。
申請	～令和 7 年 5 月 16 日（金） 厳守	申請書類については、不備があれば受理をせず後日修正や追加資料の提出が必要になります。その際に電話や来庁をお願いすることがありますので、なるべく早くご提出ください。
審査会	令和 7 年〇月〇日（〇） 出席必須	団体による事業の説明と審査委員による事業ヒアリング（1 事業 20 分程度）を実施します。日程は申請時に調整し、先着順で決定します。 審査会では事業内容の説明の他に審査員からのアドバイスもあります。
交付決定	令和 7 年 7 月中（予定）	市長が交付または不交付の決定を行い通知を郵送します。
事業実施	～令和 8 年 3 月 31 日（月）	市民力推進課で実施事業について事業見学を行います。 事業の変更や実施協力依頼（広報など）は早めに市民力推進課までご相談ください。 支援金活用事業の広報の際には、支援金を受けていることを明記してください。
中間報告・交流会	令和 7 年 12 月 4 日(木) 午後 2 時～ 出席必須	申請団体同士の交流、中間報告のための場を設けます。 事業実施の上での困りごとの相談などにご活用ください。
実績報告・確定	事業終了後 1 ヶ月以内、 もしくは 令和 8 年 3 月 31 日（火） のいずれか早い日まで	実績報告書などの提出をしてください。様式は交付決定時にお渡しします。報告後、市民力推進課で内容を確認し、交付確定を行います。 同時に事業報告を紙面（A1（594 ㎜×841 ㎜）程度）で作成して提出していただきます。
事業報告	令和 8 年 4 月以降	事業報告（紙面）を亀岡市役所等で掲示し、広く共有できるようにします。

7 審査の方法･基準について

下記の 5 項目に基づき申請内容を総合的に判断し選考します。
審査会では審査員より事業に関する質問・アドバイスを行います。１団体 20 分程度です。市民協働推進を図るために事前に亀岡市が設置する「亀岡市まちづくり協働推進委員会」で協議後、同委員や外部有識者等で構成する審査会で審査を行います。審査会の結果を受け、亀岡市内部での協議を経て、最終的に市長が交付、もしくは不交付の決定をします。審査員の所属・氏名等については、審査の公平性を確保するため当日まで非公開とします。

項　目	点数	要　件
公益性	１０	団体の設立目的と事業は、地域や社会の現状に照らし、必要かつ重要なものであるか
課題解決力	１０	設定した課題の解決を図る具体的な手段やその効果が示されていること
事業実現性	5	自己資金の確保、実施手段などの事業計画が実現可能な内容であること。事業が着実に実行できる体制、方法、予算で事業計画が立案されているか
継続性	5	交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っていること

8　事業終了後の手続き

事業を完了した日から１ヶ月以内又は令和８年３月 31 日のうちいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

交付した支援金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱に基づき支援金の一部又は全部を返還していただきます。詳細な事務処理については交付決定後にお渡しする事務処理マニュアルに基づき行ってください。

9　その他

広報協力について

交付事業については事業実施の広報協力を行いますので、広報かめおかや亀岡市 SNS への掲載などを積極的にご活用ください。

情報公開

提出いただいた書類、成果などは個人情報を除き、ホームページなどを通じて公表します。交付事業はこれから活動を始める団体、活動で困りごとのある団体の参考になります。市が行う情報発信にご協力ください。

10　注意事項

- 予算の範囲内で交付を行うため申請額未満の交付決定となる場合があります。
- 支援金は事業終了後にお支払いします。事業の目的を達成するために必要があると認められる場合は、支援金の一部（交付金額の８割以内）を事業完了前に交付（前払い）することができます。
- 一過性の活動とならないよう、交付終了後の事業展開について、団体と事務局等で協議する場を設け、事業の展開方法を検討します。
- 事業の成果を事業報告書及び紙面にまとめていただき、広く共有（市役所庁舎等に掲示）します。また、報告内容についてアドバイザーによる事業評価を行います。評価結果については交付団体に通知し、今後の活動への参考としていただきます。
- 申請にあたっては団体内や関係先、協働のパートナーと事前に十分な協議と調整を行ってください。
- 当支援金は市民活動のスタート時期をサポートするものです。団体運営や財政面での自立を目指してください。団体設立２年目以降は、ふるさと納税の制度を活用し団体への寄附を募集する「ふるさと亀岡まちづくり応援事業」への団体登録が可能になります。（団体登録の翌年から寄附募集開始、さらに集まった寄附金はその翌年度の事業に活用できます。）
- 例：2025 年 8 月 団体登録申請、2026 年 1 月～12 月 寄附募集、2027 年度事業に寄附金を活用

ふるさと亀岡まちづくり応援事業について詳しくはこちら

亀岡　まちづくり　ふるさと納税　検索

支援金に関する情報は亀岡市のホームページに掲載しています。

亀岡市　協働支援金　検索

亀岡市ホームページトップページ ▶ くらし・手続き ▶ 市民活動支援・協働推進 ▶ ≪市民活動支援・協働推進≫ ▶ 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金

申請様式はこちら

https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/11/71840.html

Ｒ７支援金募集

過去の支援金事業についてはこちら

https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/11/29122.html

支援金ページ

支 援 金 申 請 に 関 す る 相 談 対 応 先

【事前相談】

かめおか市民活動推進センター

〒６２１－０８０６　亀岡市余部町宝久保１－１
ガレリアかめおか３階

電話／FAX　０７７１－２９－２７０３

（午前９時～午後５時　※４月２４日（木）を除く）

E-mail:office@kskscc.org

かめおか市民活動推進センターでは、相談・アドバイスや、相互交流、ボランティアマッチング、情報の収集・提供などをとおして、市民活動を支援しています。

【提出】

亀岡市役所　５階　市民力推進課

〒６２１－８５０１　亀岡市安町野々神８番地

電話　０７７１－２５－５００２(直通)

ＦＡＸ　０７７１－２２－６３７２

（午前８時３０分～午後５時１５分　土日祝を除く）

E-mail:syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp